

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	ショベルローダー(環境局) 借入	自動車賃貸	三菱オートリース(株)	22,869,000	令和6年10月30日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G7	-
2	瓜破斎場ガスヒートポンプ空調機(1-2系 統ほか4系統)修繕	産業用機器	大阪瓦斯(株)	1,729,464	令和6年11月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
3	容器包装プラスチック中継施設運営用ショ ベルローダー(環境15号)の修理	建設用機器	ロジスネクスト近畿(株)	1,996,841	令和6年12月13日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
4	西部環境事業センター 排水処理設備修繕	産業用機器	オルガノプラントサービス (株)	1,650,000	令和6年12月23日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ショベルローダー(環境局) 借入

### 2 契約の相手方

三菱オートリース株式会社

### 3 随意契約理由

資源ごみ中継地及び容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入された資源ごみ・容器包装プラスチックを迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

現在、使用しているショベルローダー14台については、平成28年11月から令和6年10月末まで三菱オートリース株式会社とメンテナンスを含むリース契約を締結している。

契約期間の終了に伴い、当初は、現行と同等のメンテナンスを含むリース契約を想定していたが、市場調査の結果、契約できるリース会社がないことから、新車を購入することとした。

しかしながら、調達準備を進めていたが、令和6年2月に製造メーカーの三菱ロジスネクスト株式会社より、エンジン部品の供給不足のため受注を停止する旨の通知が出され、新車を購入できない状況となった。

これを受けて、新車を調達するまでの間について、現行契約を延長するほか、短期間でのリースやレンタルも含めて対応可能な手法を検討したが、当局独自の特殊仕様の車両を用意できる事業者は三菱オートリース株式会社のみであることから、同社と再リース契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3257)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

瓜破斎場 ガスヒートポンプ空調機修繕（1-2系統ほか4系統）

### 2 契約の相手方

大阪瓦斯（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、瓜破斎場に設置しているガスヒートポンプ空気調和機の故障が判明し、正常な動作をしなくなったことから部品の取替後、試運転調整を行い、当該設備の性能復旧を行うものである。

本ガスヒートポンプ空調機は、都市ガス3社【東京瓦斯（株）、大阪瓦斯（株）、東邦瓦斯（株）】とエンジンメーカー【ヤンマー（株）】による共同研究により開発された GHP 式冷暖房機器である。

この機器は構造が複雑でかつ専門性が高く、機器動作における機能面、安全面については共同開発業者しか熟知できていない。さらに専用部品・油脂等による維持管理に必要な部品の入手は他社では実施不可能あり、修繕後も当該機器の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫して責任と性能について保証を持たせるためにも、開発に関与した業者でなければならない。

ヤンマー（株）において保守作業等は実施しておらず、本来であれば保守作業等を実施する事業者について都市ガス3社において見積徴取等を実施するところであるが、東京瓦斯（株）及び東邦瓦斯（株）においては、大阪市の入札参加資格もなく、また、営業の拠点も遠方であり緊急時に対応できない。よって、大阪市内において保守対応できる事業者は大阪瓦斯（株）のみである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（斎場霊園）

（電話番号 06-6630-3136）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー（環境 15 号）の修理

### 2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

### 3 随意契約理由

容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

現在、舞洲容器包装プラスチック中継施設にて使用しているショベルローダーについては、ロジスネクスト近畿株式会社製（旧：TCM（株））のSD25T9型のものを使用しているが、大量に搬入される容器包装プラスチックに対応できるよう、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様の構造となっている。

このため、特に駆動系・油圧系や特殊部品の交換に関する部分においては、設備特質の構造、機能に加え、補修方法等も総合的に十分把握し、同社の独自技術を認識している業者でしか修理及び整備は出来ないこととなる。

今回の故障は、機体の前後進を担うミッション系統に不具合が生じたものであり、ミッション設備全般をオーバーホールする作業となることから、製造元であるロジスネクスト近畿株式会社のみが対応可能な業者である。

以上の理由により特名による随意契約の締結を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西部環境事業センター 排水処理設備修繕

### 2 契約の相手方

オルガノプラントサービス（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、西部環境事業センターの排水処理設備（以下、「当該設備」という。）において、コンテナ反転装置及び計装設備の不具合が生じていることから修繕を行うものである。

当該設備は、ごみ収集車を洗浄したときに発生する排水を下水道に放流する際、雑物などを分離・除去し下水道法による水質基準値を順守するための一連の設備であり、オルガノプラントサービス（株）が独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備における一連の機器等を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。また、既存機器との密接不可分の関係にあることから、当該設備を設計・製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、修繕後の性能、一連の作動状態、安全性に対して保証ができない

以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる上記業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3374）